

年 月 日

島本町長 様

住所又は主たる事務所の所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

フリガナ

氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日 生

(法人の場合は代表者)

(申請書の押印と同一印)

要件確認申立書

島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」着ぐるみ貸出制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、キャラクターの着ぐるみの貸出を申請するに当たり、私（当団体）は、要綱第8条第1項第2号から第7号までのいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出るとともに、要綱第6号の該当の有無に関して調査が必要となった場合には、島本町が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出するとともに、島本町において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

また、要綱第12条に基づき、使用の承認を取り消されることに同意し、一切の異議を申し立てないことを誓約します。

記

【要綱第8条第1項各号】

- (1) みづまるくんサポーターが対応できないとき。
- (2) 法令、条例、規則又は公序良俗に反する利用と認められるとき。
- (3) 町及びキャラクターの信用や品位の失墜に至るおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党、政治団体、政治的行為又は宗教などの活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人若しくは団体の営利のために利用されるとき（ただし、町長の承認を受けた場合を除く）。
- (6) 申請者が島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (7) その他町長が使用について適当でないとするとき。

○島本町暴力団排除条例（抜粋）

平成26年3月31日

条例第8号

改正 平成26年6月30日条例第19号

（目的）

第1条 この条例は、島本町における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町の責務並びに住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって住民生活の安全と平穩を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち町が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。
- (7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (8) 公の施設 別表に掲げる条例に定める施設をいう。